

最低賃金

三重県 最低賃金

時間額

■発効日:平成29年10月1日

※三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

(下表の特定(産業別)最低賃金が適用される方は除かれます。)

820円

使用者も
労働者も

必ず
チェック

三重県 特定(産業別) 最低賃金

ガラス・同製品製造業 最低賃金

時間額 **861円**

発効日
平成29年12月20日

電線・ケーブル製造業 最低賃金

時間額 **881円**

発効日
平成29年12月20日

洋食器・刃物・手道具・ 金物類製造業最低賃金

時間額 **843円**

発効日
平成27年12月20日

電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **867円**

発効日
平成29年12月20日

建設機械・鉱山機械製造業、 自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 産業用運搬車両・同部品・附属品製造業、 その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **902円**

発効日
平成29年12月20日

※「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円 平成15年12月15日発効)」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額820円)以上の賃金を支払わなければなりません。



最低賃金引上げ 支援制度のご案内

業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して、生産性向上を実現しましょう。三重県最低賃金総合相談支援センター(相談窓口:0120-331-266)を開設して最低賃金ワンストップ無料相談を行っているほか、最低賃金引上げ支援として、業務改善助成金、キャリアアップ助成金などがあります。是非、ご検討ください。



お問い合わせは、三重労働局賃金室 **TEL 059-226-2108** 又は最寄の三重県下各労働基準監督署へ

各ホームページはこちら

■最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

■三重県最低賃金総合相談支援センター

<http://miekeikyoku.jp/> (委託先ホームページ: 三重県経営者協会)

■三重労働局ホームページ

<http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

ウェブ検索はこちらへ

■最低賃金のチェック

■賃金ワンストップ無料相談

■業務改善助成金

最低賃金制度

検索

三重 総合相談支援センター

検索

三重労働局 業務改善助成金

検索